

(第108号議案)

指定管理者の指定について

1 指定管理の対象施設

対象施設 中野区立弥生福祉作業所 中野区弥生町四丁目36番15号
開設日 昭和62年11月2日
指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

2 候補者

東京都稲城市若葉台四丁目32番地の2
社会福祉法人正夢の会
理事長 山本 あおひ

3 法人の運営理念

私達は日々の生活の中で支援を必要としている方々一人ひとりを尊重し、安心して満足して暮らせるための質の高い創造的なサービスの提供を目指す。さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たしていく。

4 法人の沿革

平成13年 社会福祉法人設立
平成14年 知的障害者入所更生施設パサージュいなぎを開設
平成17年 グループホーム・ケアホームを開設
平成18年 知的障害者通所更生施設昭島生活実習所を東京都から委譲
平成18年 いなぎこども発達支援センターを開設
平成19年 いなぎワークセンターを開設
平成21年 多摩市心身障害児通所訓練施設ひまわり教室を受託
平成26年 中野区弥生福祉作業所の指定管理を受託
平成27年 中野区鷲宮すこやか福祉センター障害者相談支援事業所を受託
平成28年 中野区療育センターゆめなりあの指定管理を受託

5 法人の運営実績

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）及び相談支援事業の運営
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業の運営
- ・ 東京都内区市から受託した施設等事業所の運営